



福岡医発第809号(地)
平成30年 6月15日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

銃砲所持許可申請に関する診断書の変更について

現在、銃砲刀剣類所持等取締法における猟銃等の所持許可等に係る申請に際しては、精神保健指定医、主治医等の医師が作成した診断書を添付しなければならないと同法施行規則第10条で規定されています。

これまで、診断項目の「認知症」につきましては、介護保険法「第5条の2」が引用されておりましたが、今般、介護保険法が改正され「認知症」の定義が「第5条の2第1項」に置かれたことに伴い、診断書の様式の一部が変更された旨、福岡県警察本部生活保安課より別添のとおり周知方依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

なお、猟銃等に係る不許可処分等は、医師の診断のみで判断するものではなく福岡県公安委員会の責任において行うものとされております。

小郡三井医師会より

地域保健担当理事 淡河喜雄
副会長 山下拓郎

平成30年6月5日

公益社団法人福岡県医師会長 殿

福岡県警察本部生活保安課長

銃砲所持許可申請に関する診断書の変更について（通知）

初夏の候、貴会におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
日頃から、警察活動全般にわたり格別の御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。
現在、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）における猟銃等の所持許可等に係る申請に際しては、精神保健指定医、主治医等の医師が作成した診断書を添付しなければならないと銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第10条で規定されています。

この度、診断項目の「認知症」につきましては、介護保険法（平成9年法律第123号）「第5条の2」を引用していましたが、介護保険法の改正に伴い「認知症」の定義が「第5条の2第1項」に置かれたことに伴い、診断書の様式の一部が変更されることとなりました。

改正後の制度の円滑な運用のために、貴会の御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、猟銃等に係る不許可処分等は、医師の診断のみで判断するものではなく福岡県公安委員会の責任において行うものです。

また、変更した診断書の様式を参考まで送付いたしますので、ご査収のほど、よろしくお願い申し上げます。



診 断 書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者については、次のとおり診断します。

1 統合失調症	☐ 該当しない ☐ 該当する ☐ 経過観察が必要
2 そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）	☐ 該当しない ☐ 該当する ☐ 経過観察が必要
3 てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害をもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）	☐ 該当しない ☐ 該当する ☐ 経過観察が必要
4 1から3までのほか、自己の行為の是非を判別し、若しくはその判別に従って行動する能力を失わせ、若しくは著しく低下させる症状を呈する病気	☐ 該当しない ☐ 該当する ☐ 経過観察が必要
5 介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症	☐ 該当しない ☐ 該当する ☐ 経過観察が必要
6 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者	☐ 該当しない ☐ 該当する ☐ 経過観察が必要

（所見）

年 月 日

病院所在地
病院名
医師

印

診断書を作成した医師は、

- ☐ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第18条第1項に規定する精神保健指定医
- ☐ 精神科、心療内科、神経内科等を標榜し、2年以上精神障害の診断又は治療に従事した経験を有する医師
- ☐ 受診者の心身の状況について診断したことのある医師（主治医）

である。

備考1 ☐印のある欄については、該当の□内にレ印を付して下さい。

2 診断項目の病気等に該当する疑いがある場合は、「経過観察が必要」の□内にレ印を付し、「所見」欄にその症状を記載して下さい。